

## 社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧

【I 健康保険・厚生年金保険 適用】

平成20年1月17日

(マニュアル) 分類	通番	分類 コード①	分類 コード②	事務局	業務処理名	案件名	疑義内容	回答	回答月
III-1	137	1301	62	熊本	被扶養者(異動)届 認定	「大学生」「高校生」等について	①「大学生」「高校生」等の場合は仕送額の記載は不要であるものの、夜間学生に限り必要であるとのことであるが、 夜間学生と夜間学生の見分け方は如何か。 昼間と夜間を見分けるため、夜間にについては「大学生(夜間)」等と表記させ、夜間学生は仕送額を記入させるべきと考える。 ②「等」には専門学校なども含むのか。	①夜間の大学生は通常、昼間は就労収入を得ているケースが多いため、夜間学生のみ仕送り額を記入していただき、扶養の状況を確認することとしているところ。 このため、夜間学生については「大学生(夜間)」等と表記し、仕送額を記入していただくよう対応されたい。 ②「『大学生』『高校生』等」の等には、専門学校の学生を含むものであること。	2007年4月